

全老健第17-113号  
平成17年 7月 8日

厚生労働省老健局長  
中村秀一 殿

社団法人全国老人保健施設協会  
会長 漆原 彰

## 改正介護保険法施行にあたっての要望書

介護老人保健施設は、要介護者の在宅復帰と在宅ケア支援をその機能の中心に据え、そのためのさまざまなサービスを提供している。一方、施設サービスの利用者は、施設でのリハビリ等により生活機能の回復を図り、在宅への復帰を果たすことを目標としてサービスを利用している。

従って、長期にわたり居住の場として施設を利用する者と上記のような利用者の置かれている環境の違い等にかんがみ、本年10月より施行予定の居住費および食費を保険給付から除外する件につき介護老人保健施設を運営している立場から以下のとおり要望する。

1. 介護保険施設については機能別に類型化して評価すべきであり、特に要介護高齢者が、生活機能回復や家族のレスパイト目的で一時的に利用する施設と長期にわたり居住する施設とを、明確に区別した扱いとすべきである。
2. 改正介護保険法施行にあたっては、その円滑な実施のため、国及び自治体において十分な周知を行うよう求める。
3. 本年10月からの居住費・食費の自己負担の導入については、急激な負担増を避け、段階的導入等による緩和措置を求める。
4. 低所得者対策が世帯単位であるのに対し、介護保険給付は個人を対象としている。低所得者対策における所得認定は、世帯単位ではなく個人を単位とすべきである。
5. 現在、個室ユニットケアに取り組んでいる老健施設に対する介護報酬上の評価がないので、老健施設の個室ユニットケアに関しては、ユニット型個室、ユニット型準個室の扱いとしない措置を求める。

なお、従来型個室に関しても、医療濃度の高い老健施設では療養上必要と認める場合、特段の配慮を願いたい。

以上